

令和7年度

八尾市立龍華小学校いじめ防止基本方針

八尾市立龍華小学校

八尾市立龍華小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月 改訂

令和4年4月一部改訂

令和5年4月 改訂

令和6年4月一部改訂

令和7年4月一部改訂

【いじめに関する本校の考え方】

(1) いじめの定義

(2) いじめの理解

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

(2) いじめ不登校対策委員会の役割

2. 具体的な取組み

(1) いじめの未然防止に関する取組み

①基本的な考え方

②未然防止のための取組み

③重点項目

(2) いじめの早期発見に関する取組み

①基本的な考え方

②早期発見のための取組み

③重点項目

(3) 家庭や地域との連携についての取組み

①基本的な考え方

②家庭や地域との連携した取組み

③重点項目

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

(2) 早期解決のための取組み

①いじめの発見・通報を受けたときの対応について

②いじめを受けている児童への対応について

③いじめた側の児童への対応について

④「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応について

⑤保護者への対応について

⑥情報共有

⑦ネット上のいじめへの対応について

(3) いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

4. 重大事態への対処について

5. 年間計画

【いじめに関する本校の考え方】

本方針は、「自他の人権を尊重し、未来を切り拓く力と豊かな人間性を備えた、『知・徳・体』の調和のとれた人間を育成する。」という学校教育目標（中学校区3校共通）に、本校の全ての児童が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の根絶をめざして策定するものである。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめ防止対策推進法』第2条1項より）

具体的な「いじめ」の態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

上のような行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめの被害者である児童の立場に立って、組織的に行う。

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5より）

（２）いじめの理解

- ◇いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害であること。
- ◇いじめは、どの子どもにも、どの学級でも、どの場面でも起こり得るものと認識すること。
- ◇「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることがあること。
- ◇いじめは、「加害」・「被害」という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努めること。
- ◇いじめられている児童を守り通すとともに、いじている児童に対しては、毅然とした態度で指導すること。
- ◇いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域、または関係機関と日頃から連携した取り組みを行うこと。

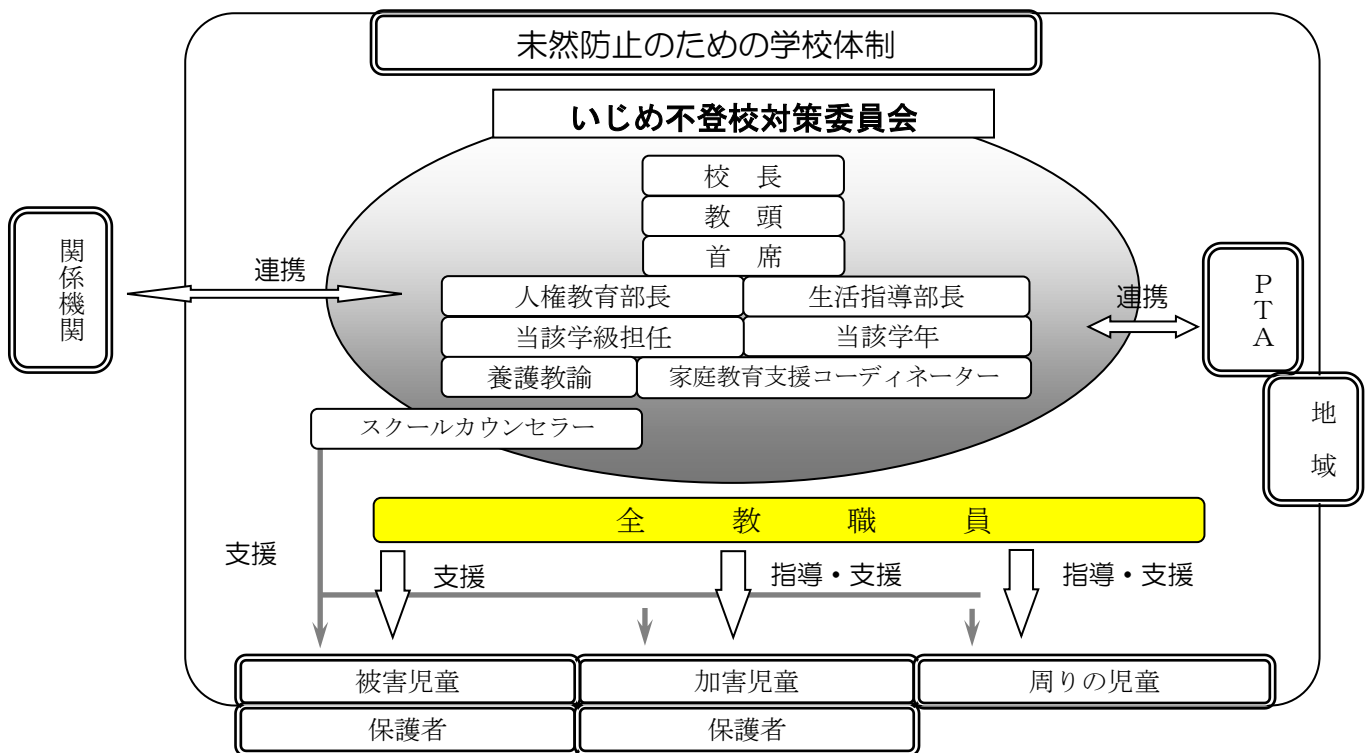
Ⅰ．組織体制

(Ⅰ) 基本的な考え方

- ◇いじめを「しない」、「させない」、「許さない(見過ごさない)」学校づくりに努める。
- ◇児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育てる教育活動を推進する。
- ◇日頃から児童の様子を観察し、いじめの早期発見に努め、当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした態度で指導に当たる。
- ◇「いじめは、人として絶対に許さない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高め、児童が安心して生活できる集団づくりや人間関係づくりに努める。
- ◇保護者・地域、各種関係機関や専門家との連携・協力をより一層深め、いじめ問題の解決や事後指導に当たる。

(Ⅱ) いじめ不登校対策委員会の役割

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を効果的に行うとともに、組織的な対応を行うための中核となる組織として、いじめ不登校対策委員会を設置する。



- ◇学校経営方針に基づく取組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

2. 具体的な取組み

(1) いじめの未然防止に関する取組み

①基本的な考え方

いじめを未然に防止するためには、教育・学習の場である学校ならびに学級で、人権尊重の意識が大切にされ、児童一人ひとりが認められ、互いに思いやることのできる関係づくりが育まれるよう取り組まれてなければならない。つまり、児童自身が他者の痛みや感情に共感できる感受性や想像力を身に付け、お互いが対等で豊かな人間関係を築くための取組みをしていく必要がある。

また、一人ひとりを大切にした授業を行い、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感や成就感を感じさせ、自尊感情を育むように努めなければならない。

さらに、本校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

②未然防止のための取組み

■児童一人ひとりの自尊感情を育み、学級の一員として活躍できる機会や自分が学級で役に立っているということを感じ取れる学級づくりを行う。

■一人ひとりを大切にしたい楽しい授業、わかる授業を進めるとともに、確かな学力の向上を図り、学習での達成感を味わわせる。

■児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

■一人ひとりが違いを認め合い、他人の気持ちを共感的に理解できる（分りあえる）豊かな心を育み、いじめを許さない集団づくりを行う。

■様々な機会をとおして、「いじめは、人間として絶対に許さない」という認識を学校全体で共有し、児童に伝えていく。

■教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

■「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

■いじめの態様や特質、原因、背景、発見の方法、対処の仕方、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で定期的に確認する。さらに、自己の人権感覚を磨き、自分の指導方法などについて検証を行い、日々の指導に活かす。

■職員会議などで龍華小学校の児童の実態や事象に関しての交流を定期的にもち、平素から教職員全員の共通理解を図る。

■児童や保護者からの訴えなどについては、親身に聴こうとする姿勢を持つ。

■一人で問題を抱え込むことなく、学年での協力・相談を行い、早期に管理職への連絡・報告をする。

③重点項目

☆子どもの実態と生活に結びついた心に響く道徳教育・人権教育を実践する。
☆自分も友だちも大切にする豊かな人間関係づくりをめざす。
☆教職員が、日々の教育活動の中で、配慮に欠けた言動がないか見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。

(2) いじめの早期発見に関する取組み

①基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていて児童がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、さらにいじめられることを恐れたりして、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状態にある児童が、いじめにあっていて場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。

さらに、暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめは、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童や教職員も見逃しやすかったりするので、注意深い観察が必要である。携帯電話のメールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の利用については、情報モラル教育で扱うとともに、保護者に対しても注意を喚起していく。

②早期発見のための取組み

- 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、日常的に全教職員で、児童を見守り、小さな変化や危険信号など気づいたことは共有するように努める。
- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- 定期的なアンケートなどを行うことで、児童の悩みや人間関係などの把握に努める。
- 保護者との連携を密にし、家庭における児童の様子や学校での様子を連絡しあい、双方から児童の悩みなどの理解を図る。
- 普段から、児童の様子に目を配りながら、児童の交友関係の把握にも努める。
- 個人ノートなどを活用し、児童の悩みを聞くことができるようにする。
- 八尾市教育委員会事務局学校教育推進課、八尾市教育センター・こども総合支援センター「ほっぷ」、こども・いじめ何でも相談課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。

③重点項目

☆学期ごとに「学校生活アンケート」を実施し、いじめや不登校等の実態を的確に把握し、未然防止に向けた取組みを行う。
☆一人ひとりが自分のもちあじに気づき、安心して自分を表現できる学級集団づくりをめざす。
☆情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

(3) 家庭や地域との連携

①基本的な考え方

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域社会との連携が必要である。いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築する。学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。

さらに、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校は誠意のある対応に心がける。

②家庭・地域と連携した取組み

■学校新聞（龍小新聞）や学年だより、学級通信等により家庭への情報発信を丁寧に行い、学校への理解を深めていただけるようにする。

■家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

■地域との情報共有や協力を求める等、組織的な連携・協同の体制を構築する。

■地区別の懇談会や住民懇談会等において、積極的に様々な情報を発信し、学校に対する理解を深めていただくとともに、学校への協力を仰ぐ。

■地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。

■校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

③重点項目

☆学校だより（龍小新聞）や学級通信等で、保護者への啓発も意識して行う。

☆いじめや人権に関する授業を行い、保護者にも参観していただき啓発を促す。

☆スクールカウンセラー等との相談を紹介して、相談の窓口を広げ、保護者からの相談を受けやすくする。

☆インターネットを通して行われるいじめ対策として、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者とも連携する。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめについても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組みを行う。

いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童等に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等を行うとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組みを進める。

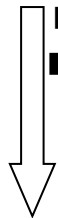
(2) 早期解決のための取組み

①いじめの発見・通報を受けた時の対応について

いじめられている児童・保護者からの訴え



児童・保護者からの訴えを聞いた教職員の対応



- 担任教員だけで抱え込まず、速やかに管理職に報告・相談し、組織的に対応する。
- 直ちに、当該児童に寄り添い、不安や恐怖心、様々な児童の気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

学校の対応

- 校内緊急体制を構築する。(いじめ不登校対策委員会の開催)
- 具体的な対応方針を全教職員に示す。
- 指示系統を明確にするとともに、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- 事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理・記録する等、情報管理を徹底する。
- 教育委員会へ報告するとともに、指導・助言を要請する。
- 把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議・連携を行う。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- 必要に応じて関係機関への支援も要請する。
- 児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生起した場合は、子ども家庭センター、警察等の関係機関との連携を図る。
- 初期対応においては、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。

②いじめを受けている児童への対応について

- ◇「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や被害児童に責任を転嫁する指導は、当該児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長させたりすることになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ◇「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。

③いじめた側の児童への対応について

- ◇いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ◇いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ◇加害児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ◇いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ◇事実関係について双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実在即し

て事実確認をするとともに、対応策を考える。

④「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応について

◇はやしたてる「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害児童にとってはいじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。

◇これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

⑤保護者への対応について

◇電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く。

◇相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。

◇事実確認は、できるだけ迅速に行う。

◇今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

◇児童の理解を根底とした支援の視点での対応をする。

◇いじめの解決をめざした具体的な指導については、保護者に理解と協力を求める。その際に保護者と学校の連携・協力が大切なことを踏まえ、保護者の思いを傾聴する。

⑥情報共有

◇いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくるよう努める。

⑦ネット上のいじめへの対応について

◇ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。

◇児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（３）いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも３カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

◇いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至ってい

ない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

- ◇学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ不登校対策委員会を立ち上げ、より早急に対応にあたる。

なお、事態によっては、八尾市及び八尾市教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に資料を提出するなど調査に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

学校が調査の主体となった場合には、校内いじめ不登校対策委員会を中心に調査組織を設置し、アンケートの質問票の使用やその他の適切な方法により調査を行い、事実関係を明確にしていく。調査によって明らかになった事実関係については、個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供していく。

重大事態とは （「いじめ防止対策推進法」第28条より）

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認（いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認）を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）

- ・学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

【生命、心身又は財産に重大な被害】の想定されるケース】

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に多額の重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【「相当な期間」とは】

- 国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に踏まえた上で判断する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で市立学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。

（「八尾市いじめ防止基本方針」より）

5. 年間計画

	対策会議や校内研修	未然防止の取組み	早期発見の取組み	保護者への啓発
4月	前年度の引継ぎ 集団づくり研修 いじめ不登校対策委員会 生活指導部会 職員会議で情報共有	学級開き、集団づくり 対面式 きょうだい学年の 交流会 さくら学級交流会		家庭訪問
5月	生活指導部会 職員会議で情報共有	脱いじめ傍観者教育（4年） さくら学級交流会	学校生活アンケート 教育相談	授業参観
6月	いじめ不登校対策委員会 生活指導部会 いじめ防止教職員研修	じんけん文化祭		授業参観
7月	いじめ不登校対策委員会 職員会議で情報共有 支援教育研修	夏休みの生活指導 林間学舎（5年）		個人懇談
8月	人権・支援教育研修			
9月	生活指導部会 職員会議で情報共有			

10月	生活指導部会 職員会議で情報共有	運動会 校外学習	学校生活アンケート	運動会
11月	いじめ不登校対策委員会 生活指導部会	音楽会（5・6年） 修学旅行（6年）		日曜参観
12月	いじめ不登校対策委員会 職員会議で情報共有	冬休みの生活指導		個人懇談
1月	生活指導部会 職員会議で情報共有			
2月	いじめ不登校対策委員会 生活指導部会 職員会議で情報共有	龍小まつり お別れ遠足（6年）	学校生活アンケート	授業参観
3月	いじめ不登校対策委員会 生活指導部会 職員会議で情報共有	お別れ会 春休みの生活指導		